(介護予防)認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

（介護予防）認知症対応型共同生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成　　年　　月　　日

事業者

＜所 在 地＞　岩手県花巻市石鳥谷町好地第 14 地割 10 番地

＜名　　称＞　社会福祉法人 石 鳥 谷 会

＜代 表 者＞　理 事 長 髙 橋　信 夫　　㊞

＜説 明 者＞　　所 属_グループホームいしどりや荘_

氏 名___菊　池　　博　美___　㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者　　住　　所 _____

（身元引受人代筆可）　氏　　名 _____㊞

身元引受人兼連帯保証人　住　　所 _____

（本人自署・捺印）　　氏　　名 _____㊞

グループホームいしどりや荘

この部分に割り印を押印してください。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

＜平成２９年 ４ 月 １ 日現在＞

１、当施設が提供するサービスについての相談窓口

電　話：0198-45-1181（８：３０～１７：１５まで）

担　当：管理者：菊池博美、又は介護支援専門員：柳原繁子、佐々木俊子

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

２、グループホームホームいしどりや荘の概要

（１）提供できるサービスの種類

施　設　名　称	グループホームいしどりや荘
所　　在　　地	岩手県花巻市石鳥谷町好地第１４地割１０番地
介護保険指定番号	認知症対応型共同生活介護（岩手県 0390500148 号）

（２）職員体制

職　　名	資　　格	常勤	非常勤	備　　考	計
管　理　者	社会福祉主事	１名		処遇職員を兼務	１名
介護支援専門員	介護支援専門員	２名		処遇職員を兼務	２名
処 遇 職 員	看護師		（５名）	特養と兼務	（５名）
	介護福祉士等	７名/ﾕﾆｯﾄ	１名/ﾕﾆｯﾄ	うち２名は 介護支援専門員と兼務	８名/ﾕﾆｯﾄ

（３）職員勤務体制

介 護 職 員	7:30～16:30	8:30～17:30	10:30～19:30	16:30～翌 9:30
	１名以上	１名以上	１名以上	１名以上
介護支援専門員	8:30～17:30			
	１名以上			

３、サービス内容

（１）介護サービス計画の立案　（２）食事　（３）入浴　（４）排泄　（５）介護　（６）送迎サービス
（７）相談･助言に関する事　（８）行政手続代行　（９）預金管理代行サービス

４、利用料金

厚生労働大臣が定めた利用料金は次のとおりですが、介護サービス提供時点の施設の体制等によって算定する料金は変動いたします。説明日現在において当施設が頂く料金には、項番の前にチェックを入れておりますのでご確認ください。チェックのない料金は頂くことはありません。なお、施設の体制等の変動により、いただく料金が変更になる場合は、事前にご説明した上で再度本説明書を交し直しますのでご承知おきください。また、法定代理受領により（１）～（11）までの料金は、１日あたりの利用料の１０分の１のご負担となります。

☑（１）基本サービス費（入所する上での基本料金）

介　護　度	単　位　数	一日あたりの利用料	介護保険適用時の一日あたりの利用者負担額	
			１割負担の場合	２割負担の場合
要支援２	７４３単位	７，４３０円	７４３円	１，４８６円
要介護度１	７４７単位	７，４７０円	７４７円	１，４９４円
要介護度２	７８２単位	７，８２０円	７８２円	１，５６４円
要介護度３	８０６単位	８，０６０円	８０６円	１，６１２円
要介護度４	８２２単位	８，２２０円	８２２円	１，６４４円
要介護度５	８３８単位	８，３８０円	８３８円	１，６７６円

（２）夜間支援体制加算（夜間のケアが通常より手厚い場合に適用される加算料金）

□	夜間支援体制加算（Ⅰ）	ユニット毎に夜間勤務者が２名以上いる場合	１日当たり：50 円 （２割負担の場合 100 円）
□	夜間支援体制加算（Ⅱ）	ユニット数に１を加えた数以上に夜間勤務者がいる場合	１日当たり：25 円 （２割負担の場合 50 円）

（３）認知症専門ケア加算（認知症の度合いの高い入所者が多く居る施設に適用される加算料金）

☑	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症介護実践者研修受講者が配置されている	１日当たり：30 円 （２割負担の場合 60 円）
□	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症介護指導者研修受講者が配置されている	１日当たり：40 円 （２割負担の場合 80 円）

☑（４）医療連携体制加算（看護師を配置し、日常的に健康管理を行っている場合に適用される加算料金）
１日当たり：　３９０円(２割負担の場合７８０円)
□（５）夜間ケア加算（夜間及び深夜の時間帯において基準より１人以上多く配置している場合の加算料金）
１日当たり：　２５０円(２割負担の場合５００円)
☑（６）認知症行動・心理症状緊急対応加算（認知症行動・心理症状を挺した方が利用する場合の加算料金）
１日当たり：　２，０００円（入所開始の７日間のみ）（２割負担の場合４，０００円）
☑（７）若年性認知症利用者受入加算（若年性認知症の方が利用する場合の加算料金）
１日当たり：　１，２００円(２割負担の場合２，４００円)
□（８）看取り介護加算（医師の判断に基づき看取りを行った場合の加算料金）

お亡くなりになられた日	１日当たり:1,280円(２割負担の場合2,560円)
お亡くなりになられた前日及び前々日	１日当たり：680円(２割負担の場合1,360円)
お亡くなりになられる以前４日以上３０日以内	１日当たり：144円(２割負担の場合288円)

☑（９）退去時相談援助加算（退去後、在宅生活について援助した場合の加算料金）
１回当たり：　４，０００円（１回のみ）（２割負担の場合８，０００円）
(10) サービス提供体制強化加算（常勤の介護職員を多く配置するなどサービス体制強化施設に適用される加算料金）

☑	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	介護職員の6割以上が介護福祉士	1日当たり：180円(2割負担の場合360円)
□	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	介護職員の半数以上が介護福祉士	1日当たり：120円(2割負担の場合240円)
□	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の７５％以上が常勤職員	1日当たり：　60円(2割負担の場合120円)
□	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員の3割以上が勤続3年以上	1日当たり：　60円(2割負担の場合120円)
	※この加算は、２項目以上算定できません。		

☑(11) 初期加算（入所後３０日間、３０日以上の入院を経た退院後３０日間に加算される料金）
１日当たり：　３２０円(２割負担の場合６４０円)
(12) 介護職員処遇改善加算

☑	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が求める全ての要件を満たしている。	（1）～（14）までの介護報酬合計額の11.1%の額
□	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が求める要件のうち、昇給規定が満たされていない。	（1）～（14）までの介護報酬合計額の8.1%の額
□	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	厚生労働大臣が求める要件のうち、職場環境要件のほか、賃金体系又は研修体系が整備されている。	（1）～（14）までの介護報酬合計額の4.5%の額
□	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	厚生労働大臣が求める要件のうち、どれか一つを満たしている。	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で求められた額の90%の額
□	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	厚生労働大臣が求める要件の何れも満たしていない。	介護職員処遇改善加算（③）で求められた額の80%の額

☑(13) 食材料費
１日当たり：　１，０００円
※食費は、食事の形態、食数にかかわりなく日単位で一律にいただきます。提供しない場合はいただきません。
☑(14) 居住費
１日当たり：　１，４００円
※　居住費は、外泊や入院等で居室を空けている場合もいただきます。ただし、当該期間に第三者に短期入所としてお部屋を提供させていただいた場合は、この限りではありません。
☑(15) その他の料金
①　お客様の移送費　　5㎞以内1,000円とし、以降1㎞毎に100円を加算する。ただし、上限を5,000円とする。
※ 協力病院の通･入退院除く
②　紙おむつや歯ブラシ、ティッシュペーパーなど個人で消費する消耗品は、実費をいただきます。
③　理美容費：　理容費は、1回当たり2,000円いただきます。 美容費は、実費をいただきます。
④　上記のほかレクリエーション費用､行政手続代行費､買物サービスの費用等は実費自己負担となります。
(16) 利用料金の計算方法
各料金に、利用日数または利用回数を乗じた額を加算して計算します。

利用者負担割合によって変動する料金につきまして、３割負担の場合は、１割負担の金額を３倍して読み替えてください。

(17) 支払方法

お支払方法は、お預かりしている銀行口座からの自動引き落としでお願いします。

(18)その他の料金の②及び③については、実費負担なのでその都度お預かりしている銀行口座からのお支払いとさせていただきます。

※　以上の料金において、(2)から(10)までの加算料金については、料金発生の対象となる月において、岩手県が加算の対象となることを認めた場合のみ徴収させていただきます。（項目にチェックしてあります。）

※　(2)から(10)までの加算料金については、お客様の状況や施設の介護体制などの変動により加算の可否が変更となります。その場合は、事前に変更事項をお知らせいたします。

５、通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、花巻市内です。

６、入退所の手続き

（１）入所手続き

別に定める「社会福祉法人石鳥谷会施設入所決定委員会設置規程」（以下「施設入所規程」という。）に基づき入所順位が決定すれば、居室に空きができ次第ご入所いただけます。ご入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

（２）退所手続き

①お客様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の７日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します。

・お客様が他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援１と認定された場合（この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。）

・お客様がお亡くなりになった場合

③その他の退所事由

・お客様がサービス利用料金の支払を３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず３０日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合があります。この場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。

・お客様が病院等に入院し明らかに１ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後１ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知した上で契約を終了させていただく場合があります。なお、この場合、退院後に再度入所の希望をされる場合はお申し出ください。施設入所規程に基づき、居室に空きができ次第優先して入所できる場合があります。

７、秘密保持

（１）事業所の従事者は、業務上知り得たお客様又はそのご家族の秘密保持を厳守します。

（２）従事者であった者が、業務上知り得たお客様又はそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

（３）各種教育機関から受け入れている実習生に、秘密保持を厳守させることはもとより、当事業所が知り得た情報を実習生に提供する場合は、事前にお客様の承諾を得た場合に限ります。

８、施設利用に当たっての留意事項

（１）面　会

・面会時間：８:３０～２０:００までの間であればいつでもご面会いただけます。

・流感等により、面会を制限させていただくことがあります。

・ご面会の際は、その都度面会簿に記入してください。

・食料品の差し入れの際は、その都度職員に届け出てください。食事制限のあるほかの入所の方などのお口に入ると、健康上の問題を引き起こす可能性がありますので、くれぐれもよろしくお願いします。

・届け出た上で、面会された方へ食料品を差し上げる際は、上記と同様の意味で、他のお客様へ食料品は差し上げないでください。

（２）外出･外泊

・２日前までにご連絡いただければ、外出･外泊ができます。外泊は、おおむね１週間以内の期間で、ホーム外で宿泊することができます。

（3）病院の受診について

・病院の受診を要する場合は、原則、当施設の協力病院である宝陽病院を受診していただきます。

・受診の際の送迎は、原則当施設の職員が当施設の車両で行いますが、病院での付き添いはご家族で対応していただきます。ただし、緊急の場合は、ご家族が病院へ到着するまで付き添いいたします。

（4）入退院について

・入退院の際の送迎は、原則当施設の職員が当施設の車両で行いますが、病院での対応はご家族でお願いします。

・入院中の洗濯物、紙おむつ等一切の対応は、ご家族でお願いします。

（5）飲酒･喫煙

・お客様は、所定の場所以外での飲酒･喫煙はできません。

・お客様以外は、施設内で飲酒･喫煙は一切できません。

（6）設備･器具の利用

・居室及び教養施設、敷地をその用途に従って利用してください。

・故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、お客様の自己負担により現状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。

・お客様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上に必要があると認められる場合には、お客様の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

・当施設の職員や他のお客様に対し、迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（7）所持金品の保管･管理

・お預かりするものは、預金通帳及び同印鑑、有価証券、年金証書等です。

・保管管理者は、当施設の管理者（施設長）です。

・出納方法は、別に定める「預り金管理規程」に基づいた方法で適切に取り扱います。

・所持金品の保管･管理サービスにかかる利用料金は無料です。

（8）身体等の抑制･拘束について

・当施設では、身体等の抑制･拘束はいたしません。ただし、緊急やむを得ない場合は、ご家族の方から了承を得たときのみ抑制･拘束を行うことがあります。なお、その場合はご家族の方から承諾書を徴するものとします。

（9）事故発生時の対応について

・当施設では、その責任の所在、重大性に拘らず、いかなる事故が発生した場合でも速やかにご家族へ連絡するとともに、その対応に万全を期すものとします。

・事故の責任の所在が当施設にある場合は、その事故にかかる損害を賠償します。なお、このような場合に備えて、当施設では損害賠償保険に加入しております。

（10）所持品等の持ち込み

・家具･衣類等の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持込下さい。（収納付きベッド、エアコン完備）

・居室へ持ち込み可能な家電製品（ここで言う家電製品とは、常時コンセントに繋げて使用するものを指します。）は、テレビ、ラジオのみです。電池で稼働するものには制限がありません。

・ペットの持ち込みは出来ません。ただし、面会の方が面会時間のみ連れて入ることはできます。

（11）生活状況のお知らせ

・お客様の毎日の生活状況について、月ごとにそのご家族へ文書でお知らせします。

（12）施設サービス計画の立案について

・施設サービス計画を作成する際には、ご本人の他ご家族の同意をいただいたうえでサービス提供させていただいております。サービス計画作成の際にはご家族の方もご来荘くださいますようお願いします。

（13）介護実習生の受け入れについて

・当事業所では、次代の福祉人材育成のため、各種教育機関より実習生の受け入れを行っておりますが、実習生による介護を受け入れられない場合は、本欄を二重線で抹消することによって意思表示できます。

９．緊急時の対応方法

お客様に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。なお、その場合の連絡先･連絡方法は、別に調査書を作成します。

10、非常災害対策

（1）災害時の対応：別に定める防災マニュアルに基づいて適切な対応をします。
（2）防 災 設 備：消火栓・消火器等消防法に基づいた設備を設置しています。
（3）防 災 訓 練：年２回定期的に訓練をしています。
（4）防 災 責 任 者：管理者（施設長）があたります。

11、サービス内容に関する相談･苦情

提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置するとともに、第三者委員を配置します。なお、詳細は次のとおりとします。

① 当施設お客様相談･苦情担当
担当：お客様相談窓口（担当者：菊 池　博 美）　電話：0198-45-1181

② 第三者委員による相談･苦情の受付
第三者委員：八 重 樫　洋（℡45-2106）、菅 原　敬 子（℡45-5051）

③ その他
当事業所以外に、花巻市の相談・苦情窓口等に相談・苦情を伝えることができます。
花巻市役所石鳥谷総合支所市民サービス課福祉係（℡0198-45-3012）
岩手県国民健康保険団体連合会（℡019-623-4322）
岩手県福祉サービス運営適正化委員会（℡019-637-8871・9718）

12、サービス情報の公開

当事業所のサービス情報については、介護保険法の規定に基づいて、岩手県が指定する第三者機関により調査・確認された情報が、岩手県指定情報公表センターのホームページにより確認できます。
ホームページアドレスは、http://www.iwate-silverz.jp/jigyou/kouhyou/top.html です。

13、当施設を経営する法人の概要

名称・法人種別	：	社会福祉法人 石 鳥 谷 会
代表者役職・氏名	：	理 事 長　髙 橋　信 夫
本 部 所 在 地	：	岩手県花巻市石鳥谷町好地第１４地割１０番地
電 話 番 号	：	0198-45-6730
Ｆ Ａ Ｘ 番 号	：	0198-45-6747
ホームページアドレス	：	http://www.ishidoriyasou.jp
運 営 事 業	：	特別養護老人ホームい し ど り や 荘（従来型）、（ユニット型） いしどりや荘デイサービスセンター いしどりや荘指定居宅介護支援事業所 いしどりや荘(短期入所生活介護施設) グループホームいしどりや荘 認知症対応型いしどりや荘デイサービスセンター

社会福祉法人 石 鳥 谷 会
グループホームいしどりや荘